

職員団体との交渉経過説明書

件名	2013年給与改定等交渉	
勧告の概要	東京都人事委員会勧告（2013年10月17日） ・ 公民較差△0. 20%の解消を給料月額の改定で実施。 ・ 期末・勤勉手当は、民間の支給割合と概ね均衡しており、改定なし。 ・ 2013年4月からの公民較差相当分を解消するため、所要の調整を実施。	
交渉の状況	交渉中・ 交渉終了	
交渉経過		
交渉日	労使の別	主張の要旨
2013年 11月1日 ～ 2013年 11月14日	当局側	・ 2013年給与改定については、東京都人事委員会勧告内容を参考に改定したい。 ・ 所要の調整の実施（市独自の見直項目） ・ 通勤手当の支給限度額の設定
	職員団体側	・ 東京圏の生活実態に見合う賃金水準に改善すること。 ・ 不利益不遡及の原則により所要の調整は行わないこと。 ・ 一時金は必要な支給月数を確保すること。 ・ 通勤手当は、全額支給を基本とすること。
交渉結果（合意内容）		
交渉確認日 2013年11月14日 ・ 公民較差△0. 20%の解消を給料月額の改定で実施する。 ・ 期末・勤勉手当の支給月数の変更はしない。 ・ 所要の調整については、2014年3月の期末手当で実施する。 ・ 通勤手当は、2014年4月から55,000円を月額の上限とする。		